

## 随意契約理由書

1 業 務 名	柱状付属構造物の耐震性向上に関する調査研究業務
2 業 者 名	一般財団法人 阪神高速道路技術センター
3	
<p>本業務は、阪神高速道路における橋梁上の柱状付属構造物（テレビ支柱、照明柱）の耐震性向上のために、それらの破壊順序・破壊形態及び非線形特性を把握することを目的として、模型供試体を製作し載荷実験及びその再現解析を行うものである。検討にあたっては有識者による委員会を組織し、難易度の高い技術的課題に対して、委員会審議を行いながら進めていくことである。</p> <p>本業務の契約相手方として、一般財団法人 阪神高速道路技術センターを選定し、当該法人以外の参加者の有無を確認する公募手続きに付したところ、参加意思確認書の提出者がなかった。</p> <p>よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により、一般財団法人阪神高速道路技術センターと随意契約するものである。</p>	
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	

注1) 随意契約理由は、個々の契約に即したできるだけわかりやすいものとする。